

四倉新報

發行日一回
毎月十五日
編輯者 亦林庫
發行所 福島縣石城郡四倉町
中町四十一番地
印刷所 同上
本紙定價 一月一元
月式拾陸年(二四)

朝野兩黨の策戦

民黨の攻撃に對し 與黨側一蹴の意氣込み

來議會に對する政府並に與黨より在野黨として訓練され、對策は未だ床次氏歸朝だけ一騎當千の猛者も相せざるを以て新黨俱樂部の當にあり、殊に民政黨にて向背確定せざるも大体に於て政局の大勢は政府與黨に有利に展開しつゝあれば多少の曲折は免がれぬとして、議會迄には、

磐銀重役 久田盛一の

農林社製造は財産 隱匿の目的ならずや

磐城銀行が日本銀行及び農林社は本人が其所に於て言工銀行其他より借入金金を爲明せる處を以て明瞭であるに當り同行重役であり、

が故に勿論全財産を提出し株主のため預金者のために債務を盡す可きが當然の義務である。而して惡謀全身に漲れる久田盛一は、

昭和三年五月二十二日磐銀休業の直後五月廿四日より某代書人を手先にして財産隱匿を開始した五月廿四日より六月二日までの間に山林を一九九筆此價格約二十數萬圓也、六月二日より七日迄田地約八十筆價格十萬圓、以上を久田盛一相續人久田岡に賣渡し登記済となし完全に隱匿したのである。

所有權移轉登記の價格を虚偽の申請して登録税を莫大に嗜着す當局の活動なきか

前記五月廿四日より六月一日迄に久田盛一が財産隱匿の爲に申請せる登記價格を固陋に時價貳拾餘萬圓以上情を知れる代書人某を買収の山林及田畑を僅か二萬一、故意に虚偽の申請を爲し千餘圓で賣渡し登記申請し國家の收入を可き登録登記済を爲せる者である、

隱匿登記済の内五月一日より六月廿四日迄の筆數百九筆の山林は久田の大部分財産である。此の山林は七十以上二百年生の松杉榎木等繁茂して居る、尤も久田盛一の祖父の代より此の山林には斧を入れたる事無く従つて此の山林を以て、大木の林を爲し居り物産の程の蜜林である、此の價格を最低時價に見積りて約二十餘萬圓は確實と實地踏査の者の言でもあきらかたあり、又村民一般の言に居る處で見ても明瞭である。以上の如き二十餘萬圓の價格の者を登記申請貳萬一千圓で登記済となし居る事は登記閱覽に依つて記者の知る處である。

親子共謀して悪代書人を使用し監督官廳を嗜着し虚偽の登記申請を爲し、大脱税を計画的に遂行せる事は断じて許す可からざる者である、かゝる非國民的行爲は社會大衆の戒めの爲め監督官廳に於て實地調査の上逐微金を科せられん事を附近町村民は望んで居る。

登記價格虚偽の申請を爲せるは明らかに文書偽造の罪に罰せらる可きか

因みに此の代書人某は先般横領の罰に依つて検事局に於て取調べられたるが情状を某検事のために起訴猶豫とせられたるの事なきか果して如何?

喫煙室

れにしても人を祀らば穴二ツとの事故に投書した人も不動尊像の様に眞赤になつて心配して居るか。○平町尼子の運轉手某と湯共墜落せるが生命に別状なく不幸中の幸であつた。

四倉町

町會議員に一言

議員の旅費日當支給規定の變更する意志なきか

四倉町町會議員の旅費日當何。無からう。而して議支給を見るに宿泊料五圓、員として出張の場合、如何日當二圓五拾錢、旅車賃一に規定とは言へ、倍つたの哩四錢である、今各地の宿賃金を受取り寝ざめが悪く泊料を調査するに泊二無からうか、其の旅費支給圓乃至三圓なれば上等、中規定も議員の議決權行使に食は旅館に付へても一圓に依つて制定さる、以上町會議員にして眞に愛町の念がらば當を得ざる、即ち町民の心好しとせざる支給規定は變更し實費支給に可きか、

久しく紛擾中の大野小學校増築問題

追分

御大典奉祝

三種の神器をうけつぎ給ふ長くも我大君は尊けれ今日のよき日に津々浦々も祝ふ心はみな一ツ(本唄)たぐひなきすめらみくにに産れし吾等を、の苦もなく生きて行く、(後唄)米もとれたし新酒も出來た萬歳唱へて踊りましょ。